

条 例

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十八号

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第三十条」を「第四十条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。